

令和 8 年度第 5 回奈良市プロポーザル方式採否審査会会議録				
開催日時	令和 8 年 7 月 2 日（木）午後 1 時 3 0 分から			
開催場所	奈良市役所 中央棟 5 階 秘書課会議室			
出席者	委員長	鈴木副市長		
	委員	真銅副市長 小西総務部長 奥村法令遵守監察監 谷田市民部長 秋田環境部長 増田都市整備部長 稲場建設部長 若林教育部長		
	事務局	契約課長、契約課長補佐		
開催形態	公開（傍聴人 0 人）	担当課	A I ・行革推進課 文化振興課	
議題 又は案件	案件 1．業務特化型 A I サービス構築及びサービス利用 案件 2．名勝大乗院庭園文化館活用事業における事業協力者選定			
決定又は取り纏め事項	すべて採用			
議事の概要及び議題又は案件に対する主な意見等				
案件 1．業務特化型 A I サービス構築及びサービス利用				
1．議事の概要				
(1) 業務の目的				
本事業は、全庁的な業務効率化の基盤となる「非定型書類の照合基盤」の構築を主目的とし、そのモデルケースとして、生成 A I を活用した監査実務（例月出納検査）を導入するものである。令和 7 年度に実施した実証実験（P o C）において、生成 A I による自動照合の有効性が確認されたことを受け、本番運用のためのシステム構築を行う。これにより、目視を主体とした従来の確認業務から、A I による一次チェックと職員による例外判断に特化した運用への転換を図る。また、本事業で構築する業務ロジックやプロンプト設計等の技術的知見を汎用的な「照合基盤」として他の類似業務へ横展開することで、特定の業務に留まらない全庁的な業務効率化のモデルケースを創出することを目的とする。				
(2) プロポーザル方式を採用する具体的な理由				
本業務は、単なる既存パッケージの導入ではなく、生成 A I を活用した「非定型書類の照合基盤」の構築を主目的としており、他業務への横展開を見据えた汎用的なシステム構成が不可欠である。ハルシネーション（虚偽回答）を抑制しつつ高精度な判定を実現するためのプロンプト設計や精度向上の手法は、各事業者の技術力やノウハウが事業の成否を左右する。そのため、詳細かつ固定的な技術仕様を明確化することは困難であり、事業者の提案に基づき最適な手法を選択する必要がある。以上のことから、価格のみによる評価ではなく、事業者の保有する技術的知見、提案能力、および将来の拡張性を総合的に評価した上で事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用する。				

2. 審議

受託者選定にあたって、プロポーザル方式が適切かの審議を行った。

3. 結論

プロポーザル方式を採用した。

案件 2. 名勝大乘院庭園文化館活用事業における事業協力者選定

1. 議事の概要

(1) 業務の目的

名勝大乘院庭園文化館（以下、「文化館」という。）は、奈良市・ならまちの観光と文化の拠点として、訪れる人々に様々な情報を提供する文化観光施設である。名勝旧大乘院庭園（以下、「庭園」という。）に隣接し、庭園の魅力を発信するとともに、観光の導入地点としての役割を担っている。しかし、市政モニター向けアンケートによると、施設の名称も知らない人の割合が約半数であり、利用者数も減少傾向にあるため、施設のあり方を検討していくため、令和 8 年 4 月から公の施設としての機能を休止している。このような状況を踏まえて、本業務においては、集客力を高め、持続可能な文化観光の拠点として本施設の整備・運営するため、協力者となる民間事業者を選定し、当該事業者が持つ資金、経営能力及び技術的能力等を活用し、施設活用計画を作成、本市と同案の協議を行い、施設活用計画（いわゆる「基本計画」）策定までの事業を行わせるものである。また、将来的には、当該事業者により施設の整備及び運営が行われることを期待している。

(2) プロポーザル方式を採用する具体的な理由

上記のとおり文化館の活用は必要であるものの、市を取り巻く財政状況は厳しい状況にある。また、行政主導による整備・運営は、創造性や変化への対応といった点で柔軟性に限界が生じるところである。よって、本施設の活用については、民間活力を導入し、実現性がある事業を推進するため、「事業協力者方式」を採用することとした。公募に当たり事業者に対しては、創造性はもとより、持続可能な施設となるよう、財務、経営、技術等の高度な専門的技術を求めている。ついては、その性質及び目的が価格のみによる競争入札に適さないため、企画提案書の提出やプレゼンテーション、ヒアリングにより審査を行う公募型プロポーザル方式により、総合的に事業者比較を行い、事業協力者を選定しようとするものである。なお、選定後に事業協力者により作成される活用計画は、事業者による負担とするため、歳出を伴わないものとなる。

2. 審議

受託者選定にあたって、プロポーザル方式が適切かの審議を行った。

3. 結論

プロポーザル方式を採用した。